

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

政府の科学技術政策に有用なデータ・情報基盤の構築

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

契約締結日から 令和2年3月23日

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成31年度（令和元年度）に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

科学技術・学術政策研究所 総務課経理係 委託事業担当

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3. (1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和元年7月10日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

令和元年7月26日 12時00分

(5) 技術審査の日時及び場所

令和元年8月1日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

(6) 開札の日時及び場所

令和元年8月21日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

令和元年 7月 3日

支出負担行為担当官

科学技術・学術政策研究所長

坪 井 裕

仕 様 書

1. 委託業務題目

政府の科学技術政策に有用なデータ・情報基盤の構築

2. 委託業務の目的

科学技術・学術政策研究所（以下、「当研究所」という。）では、文部科学省「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』」推進事業の一環として、政府の科学技術政策の実施状況の把握や評価の基礎となるデータ・情報基盤を充実させるために、政府の研究開発資金配分と科学技術政策に関するデータ・情報基盤の構築を推進している。本委託業務は、これまで構築してきた政府の研究開発資金配分と科学技術政策に関するデータ・情報基盤を継続的・発展的に構築することを目的とする。

3. 委託業務の内容

受託者は、上記目的を達成するため、以下の（１）～（４）の業務を実施し、成果物を当研究所に提出する。受託者は、業務の実施にあたって、当研究所担当職員と定期的に行い、業務の進捗報告等を行う。

また、受託者は業務内容について不明な点が生じた場合や、データ処理手法や調査内容等についての判断が必要な場合には、当研究所担当職員の指示を仰ぐ。

（１）政府の科学技術予算や研究開発ファンディングに関する公開データの相互の関連付け
政府の研究開発資金配分の全貌を知るために、公開されている３種類のデータセットを相互に補完して網羅性・整合性の高いデータに発展させる。対象とする３種類のデータセットについて以下、詳細に定義する。

① 政府の科学技術予算

内閣府が、各府省の「行政事業レビューシート」に基づいて、政府の科学技術予算に関するデータを取りまとめたものを、以下、「政府の科学技術予算」という。「政府の科学技術予算」には、各府省の予算事業のうち、科学技術予算に該当するものが抽出・整理されており、個別の予算事業ごとに、府省名、事業名、プログラム名・制度名、事業の目的・概要（令和元年度分については事業の目的・概要は収録されていない）など、「行政事業レビューシート」に含まれている情報に加えて、科学技術予算としての各種の分類、及び予算の金額が収録されている。「政府の科学技術予算」は、平成 28（2016）年度から 4 年間のデータが公開されている。当研究所は、平成 28、29、30（2016、17、18）年度の「政府の科学技術予算」について、既にデータ整備を実施済みであり、本委託業務では令和元年度（2019 年度）のデータが新たな整備対象である。「政府の科学技術予

算」は内閣府から以下の通り、公開されている。

平成 28、29、30（2016、17、18）年度の「政府の科学技術予算」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/2018shukei.html>

令和元年度（2019 年度）の「政府の科学技術予算」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/budget/index2.html>

② 把握された配分予算

内閣府は、独立行政法人等の研究開発資金配分活動に関するデータを公開している。これを以下、「把握された配分予算」という。

平成 16～22（2004～2010）年度の「把握された配分予算」は、「独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握・所見とりまとめ」として、内閣府から以下の通り、公開されている。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/trimatome.html>

平成 25～27（2013～2015）年度の「把握された配分予算」は、「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」として、内閣府から以下の通り、公開されている。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/katudocyosa/index.html>

③ 公開ファンディングデータ

各府省や研究開発資金配分機関等より、web サイト等において、科学技術関連の事業、プロジェクト、研究開発課題・テーマ等の情報が公開されている。以下、これを「公開ファンディングデータ」という。

当研究所は、この②「把握された配分予算」の平成 16～22（2004～2010）年度及び平成 25～27（2013～2015）年度に記載されている全ての制度について、①「政府の科学技術予算」の事業と相互に補完して、適当な分類を付与したデータセットとして接続した。また、両データをさらに補完するデータとして、③「公開ファンディングデータ」の関連データを接続した。以下、これを「既存の接続データ」という。

以上で定義したデータセットを対象として、以下のデータ整備を行う。

ア. 政府の科学技術予算や研究開発ファンディングに関する公開データの相互接続

【1】公開ファンディングデータの木構造の構築

③「公開ファンディングデータ」における事業、制度、プログラム、プロジェクト等（以下、「事業」という。）及び課題について、階層構造を反映した木構造の形式で再構築すること。さらにその構造を、時系列的に整合性を持って並べること。

上記の木構造の構築は、令和元年（2019 年）12 月 31 日までに公開された「公開ファンディングデータ」を対象とする。

【2】データセット相互の接続

①「政府の科学技術予算」のデータセットにおける全ての事業に対し、③「公開ファンディングデータ」のデータセットにおける木構造の該当する階層の同年度の事業を特定し、事業レベルでデータを接続すること。次に、②「把握された配分予算」の事業を上記の接続データに追加すること。

①「政府の科学技術予算」の対象は、平成 28～30 年度、令和元年度（2016～2019 年度）のデータとする。

③「公開ファンディングデータ」の対象は、令和元年 12 月 31 日までに公開されたデータとする。

②「把握された配分予算」の対象は、「既存の接続データ」で扱った平成 16～22（2004～2010）年度、及び、平成 25～27（2013～2015）年度とする。

ただし、平成 28（2016）年度以降を対象とした②「把握された配分予算」が令和元年（2019 年）12 月 31 日までに公開された場合には、この新規データを、①「政府の科学技術予算」における同年度のデータに接続すること。

一方、平成 28（2016）年度以降を対象とした②「把握された配分予算」が令和元年（2019 年）12 月 31 日までに公開されていない場合には、①「政府の科学技術予算」との同年度のデータがないため、平成 28（2016）年度の①「政府の科学技術予算」の事業と、平成 27（2015）年度の②「把握された配分予算」の制度との接続を以下の情報を考慮して推定すること。すなわち、②「把握された配分予算」における資金配分制度名、機関名、配分額、分野、フェーズ、目的・概要のテキスト情報等及び、③「公開ファンディングデータ」における事業名称、事業を実施する府省庁・機関、事業分野、予算額、研究者等の情報を利用して、接続を推定すること。

【3】時系列的延長

①「政府の科学技術関係予算のデータ」の全ての事業レベルのデータに接続した②「把握された配分予算」と③「公開ファンディングデータ」のデータセットについて、接続されたデータ以外の年度のデータについてもそれぞれのデータセットにおいて時系列的に延長し、事業レベルで接続すること。

上記において、③「公開ファンディングデータ」については、【2】で述べたように、木構造において事業レベルで接続された、平成 28～30 年度、令和元年度（2016～2019 年度）の事業レベルのデータを、その前後の年度に可能な限り延長すること。

上記において、②「把握された配分予算」については、【2】で述べたように、接続した事業レベルのデータを、その前後の年度に可能な限り延長すること。

【4】接続状況の分類

データセット相互の接続、あるいは時系列的延長において事業レベルでデータを接続す

るに当たり、データの接続状況を、以下の通り分類すること。

接続状況の分類について、不明な点が生じた場合や、分類方法等についての判断が必要な場合は、当研究所の担当職員の指示を仰ぐこと。

(a) 同一事業：同一の事業名称で実施期間が記されている、実施期間内の事業。あるいは、実施期間の記載はないが、同一の事業名称で継続して同一内容の事業が実施されていることが確認された事業。

(b) 後継事業：移管等による管理体制の変更、あるいは、事業名称の変更等により、管理体制、あるいは事業名称等が異なるが、後継事業と見なせる事業。

(c) 統合事業：複数の事業が統合したと見なせる事業。

(d) 分離事業：複数の事業に分離したと見なせる事業。

(e) 新規事業：同一事業等が見当たらず、新規であると見なせる事業。

(f) 終了事業：事業の期間が終了した事業、あるいは、事業の期間が決められていない事業について、後継事業等が見当たらず、終了したと見なせる事業。

(g) 異なる階層で関連付けられる事業：③「公開ファンディングデータ」において構築された木構造に接続された、①「政府の科学技術関係予算のデータ」の事業、及び、②「把握された配分予算」の事業で、異なる階層関係にあり、相互に関連づけられる事業。

(h) その他関連事業：事業名称、実施機関、予算を配分した府省庁、ファンディング機関、予算額、研究者、目的・概要等のテキスト情報等により、関連があると見なせる事業。

【5】関連度の数値化

上記分類の (h) その他関連事業において、関連度を示す数値を検証可能な根拠（エビデンス）に基づいて示すこと。また、(h) 以外の (a) から (g) の事業において、接続の判断にあいまい性がある場合には、関連度を示す数値を検証可能な根拠（エビデンス）に基づいて示すこと。

イ. 接続されたデータから知見を得るための表、あるいは図を表示するフレームワーク

【1】「接続データ」からデータ項目を抽出し表示する機能

新規データも含め新たに得られた「接続データ」において、「データの範囲」と「項目」を指定し、抽出する機能を備えること。指定した「データの範囲」の指定した「項目」についてその「特徴」を表、あるいは図で表示する機能を備えること。

具体的な例は、NISTE NOTE（政策のための科学）No.24、科学技術・学術政策研究所（2019）の52ページから55ページの表6-1「把握された配分予算」におけるAMED関係の資金配分制度、表6-2 AMEDの「把握された配分予算」における出資元各省の精度と配分額、図6-8 AMEDの「把握された配分予算」における出資元各省の精度の配分額の分布、である。

なお、「データの範囲」、「項目」、及び「特徴」を示す量、その他不明な点が生じた場合

には、当研究所担当職員の指示を仰ぐこと。

【2】「政府の科学技術予算」から研究実施機関への資金の流れの把握

(a) ①「政府の科学技術予算」に記載された事業について、接続データを利用して府省庁・機関のレベルで資金の流れを把握し、全貌が分かる図とともにその詳細を表、あるいは図で表示すること。

(b) ①「政府の科学技術予算」に記載された事業について、その資金が最終的に研究を実施している機関へどのように流れているかを、接続データを利用して追跡すること。

また、その資金の流れの全貌が分かる図とともにその詳細を表、あるいは図で表示すること。

例えば、科研費の場合、①「政府の科学技術予算」では JSPS（独立行政法人 日本学術振興会、Japan Society for the Promotion of Science）へ一括して計上されているが、JSPS は最終的な研究実施機関ではない。そこで、③との接続データを利用して研究実施機関を特定すること。特定した研究実施機関を国立大学等、公立大学、私立大学、国立研究開発法人等、民間企業、その他、の 6 項目に分類し、金額と共に図で示すこと。さらにその図から、個々の研究実施機関の情報の詳細を表、あるいは図で表示すること。

(c) 上記【1】で構築した機能を用いて分析できる (a)、(b) 以外の分析例があれば提案すること。

【3】中間報告

令和元年 12 月 27 日までに、上記 (1) イ. 接続されたデータから知見を得るための表、あるいは図を表示するフレームワーク、に関する進捗を当研究所担当職員に中間報告として報告すること。

(2) 科学技術白書全体を対象とした検索システムのデータ更新・機能拡張

当研究所は、文部科学省から公開されている昭和 33 年版から平成 29 年版までの科学技術白書を対象とした検索システムを構築している。以下、これを「既存の白書検索システム」という。

以下、「既存の白書検索システム」に関連して用いられる語句を定義する。

科学技術白書の各年版は、それぞれの目次に示されているように「部一章一節一小節」という階層構造となっており、更にその下位レベルに、小見出しが付けられた本文が掲載されている。この部から小見出しまでの階層構造を示すために、「既存の白書検索システム」において表示されるリストを「パンくずリスト」という。

また、「既存の白書検索システム」では、この小見出しで区切られた本文を、検索対象テキストの基本的な単位とし、これを「パラグラフ」という。

「既存の白書検索システム」は、分析ツールとして、「関連文書時系列分析」を実装して

いる。「関連文書時系列分析」は、パラグラフ相互の類似度を計算している。この類似度は分散表現の手法によって求めている。

「関連文書時系列分析」の表示において、個々のパラグラフは丸印の表示（以下、「ノード」という。）で示す。パラグラフ相互の類似度はノードとノードを結ぶ曲線の太さで示す。ノード間の曲線は、同じ年版または前後の年版のノードの間でのみ結ばれている。ある一つのノードにカーソルを当てると、パンくずリストが示される。

【1】新規データの追加

科学技術白書の平成 30 年版と令和元年版は文部科学省から PDF 版で既に公開されている。また、これらの HTML 版は、令和元年 6 月から 11 月の期間に公開される予定である。

科学技術白書の平成 30 年版と令和元年版の新規に公開される HTML 版のデータに基づいて「既存の白書検索システム」のデータに追加すること。

【2】関連文書時系列分析の改善

(a) 一つひとつのノードにカーソルを当てる操作をしなくても、全てのノードについてパンくずリスト、あるいはパンくずリストの最後の項目を表示すること。さらに、同一の表示が複数ある場合には、まとめたことが分かるように 1 つにまとめること。

(b) 「関連文書時系列分析」で分析した結果について全体を俯瞰することができ、しかも詳細を観察することも可能とする表示方法を提案すること。

(c) 表示された画像データをユーザが自由に取り込むことができること。

【3】パラグラフの全貌を示す図生成システムの試行的作成

「関連文書時系列分析」では分散表現の手法を用いてパラグラフ相互の類似度を決定している。これに基づいて、指定した年版の施策偏について、パラグラフの全貌を示す図を生成するシステムを試行的に作成すること。

【4】語句の出現頻度表示機能の追加

(a) 科学技術白書に出現する語句について、データの範囲を指定したうえで、日本語形態素解析の手法を用いて、頻度順に表示する機能を追加すること。

(b) 語句の頻度解析をするうえで適切でない、接続詞、助詞、助動詞等を除外すること。

(c) 科学技術白書の索引に頻出する語句は、重要性の高い語句であると考えられるが、索引に掲載されている語句には、日本語形態素解析に用いられる辞書にある語句が複数、複合した形の「複合語句」が多く見られる。このことから、上記の科学技術白書の出現頻度を表示する機能で扱う語句には、複合語句を含めること。

(d) 年版の指定、施策偏の指定など、検索対象を限定することができること。

(e) 検索対象を限定して得られた語句の頻度の結果を表示する手法として、頻度の高いも

のが目立つように字の大きさや色を変えた表示ができること。その際、wordcloud 等を用いてもよい。

(3) デルファイ調査の Web 表示検索機能

デルファイ調査は、技術の将来展望に関する予測調査で、1971 年から 2015 年まで、ほぼ 5 年ごとに 10 回にわたり実施されている。当研究所は、デルファイ調査の結果を表示検索できるシステムを公開している。この検索システムを以下、「既存のデルファイ調査検索」という。

「既存のデルファイ調査検索」では、技術の将来展望に関する予測を記した個々の「課題」間の類似性から、類似度検索をすることができる。類似度検索は、課題を構成する語句に分け、出現した語句を全て抽出する。次に全ての課題と全ての語句とのマトリクスを作成し、課題ごとに含まれる語句の類似性から類似度を計算している。これを以下、「既存の類似度検索」という。なお、画面構成及び機能については、以下を参照のこと。

www.nistep.go.jp/research/scisip/delphisearch/start/

「既存のデルファイ調査検索」は、以下の (a) 「各回の調査結果の検索・表示」と (b) 「全調査結果からの一括検索・表示」を選択する画面表示から始まり、以下の機能を持つ。

(a) 「各回の調査結果の検索・表示」画面の機能：第 1～10 回の公開している調査結果から選択した調査回の調査結果について表示する機能。

(b) 「全調査結果からの一括検索・表示」画面の機能：第 1～10 回の全ての調査回の調査結果から、共通項目として検索可能な項目を検索し表示する機能。共通項目として検索可能な項目には、キーワード（必須）、調査回・分野・実現予測時期（オプション）を指定し、課題リストを表示することができる。

(c) 課題の並べ替え表示：(b) の検索結果の中の任意の 1 課題を指定すれば当該課題との類似性が高い順に課題リストを並べ変えて表示する機能。

(d) データ提供機能

検索結果として表示されたデータをユーザが CSV 形式で自由に取り込むことができる機能。

当研究所は、第 11 回のデルファイ調査を現在実施中であり、令和元年 9 月頃、第 11 回の調査結果を公表する予定である。

【1】新規データを追加したデルファイ調査検索の公開システムの構築

受託者は、当研究所から提供される第 11 回の予測調査結果を追加した新規データを含むエクセルデータをもとに、公開可能なデルファイ調査検索システムを構築すること。具体的には、以下の (a)、(b)、(c) を実施すること。

(a) 「各回の調査結果の検索・表示」に第 11 回を追加すること。

(b) 「全調査結果からの一括検索・表示」を第 1 回から第 11 回までのデータに更新するこ

と。

(c) 当研究所の「既存のデルファイ調査検索」システムの現状を確認したうえで、新規データを含むデルファイ調査検索システムを当研究所のシステムに実装すること。

【2】分散表現によって類似度を求め課題を並べ替える機能の追加

「既存の類似度検索」では「デルファイ調査検索」に出現する課題のなかで、課題と語句とのマトリクスを作成し、類似度を計算している。一方、分散表現の手法では、「デルファイ調査検索」だけでなく、関連する文書を大規模に集めたデータベースを用いることで、課題間の類似度をより高い精度で求めることが期待できる。

そこで、新たに分散表現を用いて課題間の類似度を計算し、課題を並べ替える機能を追加すること。さらに類似度の計算を、「既存の類似度検索」による方法と、新たな分散表現から計算する方法とのどちらかを選択できるようにすること。

【3】手順書の提出

今回のデータの追加、修正を実施した手順について、手順書を作成し、提出すること。

(4) 報告書の取りまとめ

上記(1)で収集したデータ、データの接続状況、接続した根拠となるエビデンスなどを記載し、また、(1)、(2)で作成した抽出・表示の機能、及び、(2)、(3)で作成した検索システムの機能について、報告書として取りまとめること。

また、(1)イ.について、令和元年12月27日までに、進捗状況を中間報告として当研究所担当職員に報告すること。

4. 委託業務実施期間

契約日から令和2年3月23日(月)

5. 成果物

委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において[電子媒体及び紙媒体]としたものは電子媒体及び紙媒体(各1部)を提出すること。

成果物は「3. 委託業務の内容」に基づき以下のものを含む。

(1) 政府の科学技術予算や研究開発ファンディングに関する公開データの構築

- ・データセット①、②、③として収集したデータ
[電子媒体]
- ・データセット①、②、③を相互に接続したデータ
[電子媒体]
- ・データセット①、②、③の接続状況を示すデータ

[電子媒体及び紙媒体]

- ・データセット①、②、③の接続のエビデンスとなるデータ

[電子媒体及び紙媒体]

- ・仕様の項目「イ」に基づいて、集計・可視化した結果データ

[電子媒体及び紙媒体]

(2) 科学技術白書全体を対象とした検索システムのデータ更新・機能拡張

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラム

[電子媒体]

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラムのスペックシート

[電子媒体及び紙媒体]

(3) デルファイ調査の Web 表示検索機能

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラム

[電子媒体]

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラムのスペックシート

[電子媒体及び紙媒体]

- ・本委託業務で作成した手順書 [電子媒体及び紙媒体]

(4) 本委託業務全体についての成果報告書

[電子媒体及び紙媒体]

6. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別に示す総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

7. 無償貸付を行う物品

受託者は、受託業務遂行以外には使用しないことを条件に以下の貸与を受けることができる。

- (1) 「既存の接続データ」
- (2) 「既存の白書検索システム」
- (3) 第 11 回のデルファイ調査結果のデータ
- (4) 類似度検索を含め、第 1～11 回の調査結果が検索できるエクセルデータ

8. 守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

9. その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、当研究所と適宜協議を行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「政府の科学技術政策に有用なデータ・情報基盤の構築」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「政府の科学技術政策に有用なデータ・情報基盤の構築」

評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加 点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	＊ 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	＊ 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	/
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	＊ 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	＊ 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	/
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	＊ 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	12
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	＊ 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4
	＊ 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	/
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	/	4
	＊ 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	/
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制	/	4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。	/	4
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	＊ 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	＊ 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	/
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	/	5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	3
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	3
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	/	3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の特典が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「政府の科学技術政策に有用なデータ・情報基盤の構築」加付付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・ 認定段階 3		3	
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（技術審査の日までに計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・ プラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定			
・ ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			